

(2) 美浜町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、美浜町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいい、かつ、10人槽以下のものについては全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されているものをいう。
- (3) 専用住宅 主に自らの居住の用に供する建物をいう。
- (4) 併用住宅 自らの居住に供する部分を含む建物をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、美浜緑苑及び大字小野浦（農業集落排水事業処理区）を除く町内全域内において、自らの住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する者（単独処理浄化槽であつて、かつ単独処理浄化槽を撤去しなければ合併処理浄化槽を設置できない場合で、合併処理浄化槽の工事費と単独処理浄化槽の撤去費が限度額を超える場合）のうち単独処理浄化槽の撤去費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないものとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 美浜町内に住所を有しない者（美浜町に居住しようとする者を除く）
- (4) 町税を滞納している者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は次のとおりとする。

人 槽 区 分 等	限 度 額
専用住宅	
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円
併用住宅	
住宅部分の床面積が130㎡未満の場合	332,000円
住宅部分の床面積が130㎡以上の場合	414,000円
住宅部分が二世帯住宅の場合	548,000円

2 単独処理浄化槽の撤去に要する費用に相当する額とし、その限度額は次のとおりとする。

人 槽 区 分 等	限 度 額
専用住宅	90,000円
併用住宅	90,000円

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象工事に着手する前に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は、建築確認通知書(し尿浄化槽調書添付)の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 配置図及び配管図
- (4) 見積書及び工事請負契約書の写し
- (5) 構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
- (6) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録票
- (7) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書(昭和62年以前に資格を取得した者)の写し
- (8) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1-2号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 単独処理浄化槽であることがわかる証拠書類
- (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は、建築確認通知書（し尿浄化槽調書添付）の写し
- (3) 撤去場所及び設置場所の案内図
- (4) 撤去単独処理浄化槽の設置図及び設置場所の案内図
- (5) 設置に係る配置図及び配管図
- (6) 撤去費に係る見積書
- (7) 設置に係る見積書及び工事請負契約書の写し
- (8) 設置に係る構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
- (9) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書（昭和62年以前に資格を取得した者）の写し
- (10) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (11) その他町長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第7条 補助対象者は、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定するとともに、その結果を補助事業変更承認書（様式第5号）により、申請者に通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（施工の確認）

第8条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置の状況を必要に応じて現場において確認する。

(実績報告書)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は、3月31日までのいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該処理槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法第57条に規定する指定検査機関に法定検査を依頼したことを証する書類
- (3) 合併処理浄化槽設置工事の施行写真
- (4) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- (5) 浄化槽使用開始報告書の写し又は、浄化槽工事完了報告書の写し
- (6) 合併処理浄化槽設置工事に係る領収書又はその写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する補助対象者は、前項の規定に定めるもののほか、次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 単独処理浄化槽撤去工事の施行写真
- (2) 単独処理浄化槽を適正に処理した証拠書類(マニフェスト)

(交付額の確定)

第10条 町長は、第9条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助対象者に補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金交付額確定通知書を受領した補助対象者は、補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。町長は補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第 14 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る補助金の受領日から返納通知日までの日数に応じ、当該補助金の額に年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命ぜられた者が、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

ただし、町長がやむ得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。